



2021年5月20日

各位

上場会社名 株式会社ベネフィットジャパン
代表者名 代表取締役社長 佐久間 寛
(コード番号:3934 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 松下 正則
(TEL. 06-6223-9888)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、2021年6月23日に開催予定の当社第25回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同株主総会において移行に伴う下記のとおり監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしました。また、それに伴う「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社がかねてより持続的な成長と企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいりましたが、このたび、経営に関する意思決定の合理性とスピードを更に高めるとともに、取締役会における審議の一層の充実と監督機能の強化を目的として、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役委任できる「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2021年6月23日開催予定の第25回定時株主総会において、定款一部変更について承認をいただき、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①当社の今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- ②監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、ならびに上記の各変更に伴う字句の修正その他の所要の変更を行うものであります。
- ③資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものであります。これに伴い、趣旨が重複することとなる現行定款第7条を削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2021年6月23日
定款変更の効力発生日（予定）	2021年6月23日

以上

【別紙】定款一部変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

※下線部は変更部分

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 1.～23. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>24. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第18条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 1.～23. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>24. ロボット、IoT機器の販売</u></p> <p style="text-align: center;"><u>25. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>4 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 20 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に辞退した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	
<p><u>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	
<p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p align="center">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の議事録)</u>	
<p><u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<u>(監査役会規則)</u>	
<p><u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<u>(報酬等)</u>	
<p><u>第 39 条 監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<u>(監査役責任免除)</u>	
<p><u>第 40 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	(削除)
<u>(監査役責任限定契約)</u>	
<p><u>第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
	<p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第 42 条～第 44 条 (条文省略)	第 36 条～第 38 条 (現行どおり)
(新設)	<p>(剰余金の配当等)</p> <p><u>第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法 459 条第 1 項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>2 当社の中間配当基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 46 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	(削除)
第 47 条 (条文省略)	第 41 条 (現行どおり)
(新設)	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、第 25 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>